慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	グリーンの理想主義の可能性 : 規範倫理学の統合に向けて
Sub Title	The possibilities of Green's ethics : toward the reintegration of normal ethics
Author	水野, 俊誠(Mizuno, Toshinari)
Publisher	慶應義塾大学倫理学研究会
Publication year	2021
Jtitle	エティカ (Ethica). Vol.14, (2021.) ,p.29- 60
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA12362999-20210000-0029

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

グリーンの理想主義の可能性

規範倫理学の統合に向けて

水 野 俊 誠

はじめに

グリーンの理想主義的な倫理学説に関する研究者の関心は、グリーンによる快楽主義に対する批判と、快楽主義の対案としての共通善の見解とに集中してきている[1]。しかしながら、グリーンは、快楽主義を批判しただけでなく、功利主義の全体を批判的に検討して、それに代わる自らの倫理学説を提示している。

グリーンの倫理学説については、さまざまな解釈がある。代表的なも

＊本稿で用いる略号は以下の通り（略号の後の数字はいずれも節を表す）。

PPO: Green, Thomas Hill, *Lecture on the Principle of Political Obligation*, 1881. In *Lectures on the Principles of Political Obligation and Other Writings*, P. Harris and J. Morrow eds., Cambridge University Press, 1986.

PE: Green, Thomas Hill, *Prolegomena to Ethics*, 1883, D. O. Brink ed., Clarendon Press, 2003.（友枝高彦、近藤兵庫訳『グリーンとその倫理学』（培風館，1932 年））

1 Cf. Tyler, Colin, *The Metaphysics of Self-realisation and Freedom: Part 1 of The Liberal Socialism of Thomas Hill Green*, Imprint Academic, 2010, Brink, David, *Perfectionism and the Common Good: Themes in the Philosophy of T. H. Green*, Oxford, University Press, 2003. 行安茂「シジウィックの快楽主義と T・H・グリーン」、行安茂編『H・シジウィック研究――現代正義論への道』（以文社，1992 年）、野村博「T・H・グリーンの倫理思想」、行安茂、藤原保信責任編集『T・H・グリーン研究』（御茶の水書房, 1982 年）等を参照。

のとして、ワインシュタインの解釈とシモニーの解釈を取り上げる[2]。ワインシュタインによれば、グリーンは、帰結主義を採用しているとされる。シモニーは、ワインシュタインの解釈を批判している。その上で、グリーンは徳倫理学を採用しているという、自らの解釈を提示している。本稿では、両者の解釈を批判的に検討して、グリーンの倫理学説の特質を明らかにしたい。

第１節　ワインシュタインの解釈

ワインシュタインの考えでは、グリーンの倫理学説は、道徳的な自己実現[3]という善を促進する、一種の帰結主義である[4]。

ワインシュタインは、自らの解釈を、次のように擁護している。（１―ａ）グリーンの考えでは、自由や権利は、善を促進するための手段である。だとすれば、自由や権利を尊重する行為が正しいのは、それが善を促進するからである。以上から、グリーンは、帰結主義を採用していると言える。（１－ｂ）グリーンの考えでは、権利や自由の尊重という正は、善を促進する手段となる。ところで、目的は、手段に対して先行する。それ故、善は、正に対して先行する。他方、帰結主義によれば、善は、正に対して先行する。以上に鑑みれば、グリーンは、帰結主義を採用していると言える。

2　ワインシュタインの解釈は、学界に論争を巻き起こしている。例えば、学術雑誌『コリングウッドとイギリス理想主義研究』（第 15 巻第 2 号，2009 年）は、ワインシュタインの著作『功利主義と新しいリベラリズム』をめぐるシンポジウムを掲載している。このシンポジウムには、シモニーをはじめ主要なグリーン研究者が参加している。

3　グリーン自身は、能力の実現という表現を用いることが多い。自己実現という表現は、ほとんど用いていない。この点で、ブラッドリーとは対照的である（柘植尚則『近代イギリス倫理思想史』（ナカニシヤ出版，2020 年）、参照）。

4　ブリンクも、グリーンは完成主義的な功利主義を採用していると述べている（Brink 2003）。

（２）グリーンの実践的勧告は、功利主義の実践的勧告を、反映あるいは模倣する。以上に鑑みれば、グリーンは、実践的には功利主義――従ってまた帰結主義――を、採用していると言える。（３）道徳的自己実現とは、善い意志という性向を発展させることである。だとすれば、グリーンは、正しい行為とは善い性向をもたらすものであるという性向帰結主義（dispositional consequentialism）を、採用していると言える[5]。

（１－ａ）について。自由や権利と、善との関係について、グリーンは、『政治的責務の原理についての講義』第２５節で、以下のように述べている。

> 道徳的能力は、その能力の実現がそれ自体で望ましい目的であるという、その能力の主体の側での意識を暗に含む。そして、権利は、その能力の実現の条件である。権利の所有を通じてのみ、ある共通善を自由に自分自身のものとする個人の力能は、その力能に与えられた現実性を持つことができる。権利は、この力能の消極的実現と呼ばれうるものである。つまり、権利は、その自由な行使を与えるという意味で、自分自身と同等に自由なものとしての、一方の人による他方の人の扱いを保障するという意味で、その力能を実現するが、その力能を積極

5　ワインシュタインは、自らの解釈を擁護するために、上の三つの論拠以外に、次のような三つの論拠を挙げている。すなわち、（イ）グリーンは、ミルが提示する道徳的自己発展の観念を高く評価して、自らが提示する自己実現の観念と関連付けている。（ロ）シジウィックは、グリーンが非功利主義的帰結主義を採用していると述べている。（ハ）グリーンは、カントの定言命法の内容が空虚であると批判している。この批判は、グリーンの倫理学説が帰結主義的なものであることを示している（Weinstein, David, *Utilitarianism and the New Liberalism*, Cambridge University Press, 2007）。（イ）と（ロ）は、ワインシュタインの解釈を支持する論拠とならない。（ハ）は、カントに対してヘーゲルが行った批判をまさに述べたものである。ところで、ヘーゲルは、帰結主義を採用しているとは言えない。だとすれば、（ハ）は、ワインシュタインの解釈を支持する論拠とならない。

的には実現しない。なぜなら、権利の所有は、何らかの能動的な仕方で、その個人が、ある共通善を自分自身のものとすることを、含意しないからである。（PPO 25）［引用文 A］

道徳的能力の実現は、それ自体で望ましい目的である。他方、権利は、道徳的能力の実現のための条件であるという意味で、その消極的実現である。若干敷衍して言えば、権利あるいは消極的自由の尊重という正は、道徳的能力の実現すなわち積極的自由という善を促進するための手段である。グリーンは、こう述べている。だとすれば、グリーンの考えでは、自由や権利を尊重する行為が正しいのは、それが善を促進するからである。以上に鑑みれば、グリーンは、帰結主義を採用していると言える。

（１－ｂ）について。今しがた見たように、グリーンの考えでは、権利や（消極的）自由の尊重という正は、善を促進するための手段となる。ところで、目的は、手段に対して先行する。それ故、善は、正に対して先行する。ところで、帰結主義によれば、善は、正に対して先行する。以上に鑑みれば、グリーンは、帰結主義を採用していると言える。

（２）について。功利主義は、善を道徳的自己実現として正しく特定しないにもかかわらず、皮肉にも、自分自身の倫理学説と同一のことを命じること、および、自らの善の概念が曖昧であること、従って功利主義は自らの倫理学説の代替案となることを、グリーンは認めている。

上の見解を支持する第一の論拠として、ワインシュタインが挙げているのは、『倫理学序説』第４部第３章の以下の一節である[6]。

6　以下の一節に続けて、グリーンは以下のように述べている。「他人に善い性格をもたらせる人はいない。……一般的な仕方で、そしてある点まで、妨げのこの除去と、善い性格のために有利な条件の提供とに差し向けられた行為の行路は、その善が追求されている人のために、生存をより快くする傾向をも有するだろう。例えば、善い性格にとって有利な条件を与えるために必要とされる、健康な家と食べ物、健全な初等教育、飲酒の誘惑の除去は、生を全体としてよ

> 自分が他者の最大の善をいかにもっともよく促進しうるかを人が決定しなければならない大多数のケースで、彼が、他者の最大の善は手段としてではなく目的としてのある性格の所有のうちにあると考えるか、他者が享受しうる最大の快楽の享受のうちにあると考えるかは、採られるべき行為の行路に関して、実際上の違いをほとんどもたらさない。（PE 332）

グリーンの考えでは、善とは、ある性格を持つことである。他方、功利主義によれば、善とは、快楽である。今しがた見た違いにもかかわらず、自らの倫理学説と功利主義とは、ほとんど実践的な違いをもたらさない。裏を返せば、ほぼ常に同一のことを命じる。グリーンは、こう明言している。

上の見解を支持する第二の論拠として、ワインシュタインが挙げているのは、『倫理学序説』第３部第５章の以下の一節である。

> この意味で［すべての市民が自己を実現するという意味で：ワインシュタイン］完成された社会とは何だろうかを、何らかの積極的な形で自分自身に対して提示することの困難から、我々は、自らの良心が要求する献身の対象を、最大多数の最大幸福として記述することに逃避するだろう。そして、我々が分析によって困惑するまでは、そのような説明は、実践的な目的のために十分だろう。（PE 286）［引用文 B］（強調は引用者）

自らの倫理学説は、完成された社会を積極的な形で表現することが困難で

り快いものにする傾向も有する。究極善の本性に関する快楽主義的功利主義と彼らの反対者との間で問題となっている問いは、それら［健康な家と食べ物、健全な初等教育、飲酒の誘惑の除去：引用者］の重要性に影響を与えない」（*Ibid.*）。

ある。他方、功利主義は、完成された社会を、最大多数の最大幸福が実現された社会として、明確に表現している。それ故、功利主義は、実践的な目的のためには十分なものである。グリーンは、こう述べている。以上に鑑みれば、功利主義が自らの倫理学説と同一のことを命じること、功利主義の善の概念は、自らの善の概念より明確であること、従って功利主義は自らの倫理学説の代替案となることを、グリーンは認めているように見える。

上の見解を支持する第三の論拠として、ワインシュタインが挙げているのは、『倫理学序説』第４部第４章の以下の一節である。

> 功利主義が、道徳の基準に関するある学説――行為と制度の価値は、結局、全ての人によって（あるいはおそらく、感覚を有する全ての存在者によって）享受された快楽の正味の総和に対するそれらの効果によって測られるべきだという学説――だけに傾倒しているとすれば、功利主義者と、この「正味の総和等」の代わりに「人間の能力の実現」を置くだろう人との違いは、実際上は小さいだろう。（PE356）

功利主義者が、快楽は欲された唯一のものであるという心理的快楽主義を放棄して、行為の価値は、全ての人によって享受された快楽の総和に対する行為の効果によって評価されるという学説だけを採用するとしよう。この功利主義者の見解とグリーンの見解との違いは、実際上は小さい。グリーンは、こう述べている。以上に鑑みれば、功利主義は、自らの倫理学説の代替案となると、グリーンは認めているように見える。

（３）について。グリーンは性向帰結主義を採用しているという、自らの見解を支持する第一の論拠として、ワインシュタインが挙げているのは、『倫理学序説』第４部第１章の以下の一節である。

> そのケース［他者によって行われた行為、および可能なものとして単

> に考えられた行為：引用者］の本性から、結果の考慮だけが、ある行為の道徳的評価の中に入ることができる時、考慮されるべき結果は、我々の見解によれば、功利主義が自らの原理に従って考慮に入れるだろう結果とは異なるだろう。それらは、快楽をもたらす点での結果ではなく、その本質が全員の側での善い意志である、人類の完成に貢献する点での結果だろう。（PE 294）［引用文 C］

可能なものとして考えられた行為とは、酒を販売する、自らの子どもを教育するといった、行為者が特定されていないものである。他者の行為および可能なものとして考えられた行為に関して、正しい行為とは、人類の完成という善い結果をもたらすものである。グリーンは、こう明言している。以上から、グリーンは、性向帰結主義を採用していると言える。

上の見解を支持する第二の論拠として、ワインシュタインが挙げているのは、「快楽およびカントの道徳哲学に関する覚書 D」の以下の一節である。

> 道徳的な善さと悪さは、性格の――性格から流出するか性格の形成に貢献するものとして、性格への関係としてのみ、行為の――属性である。（行為が道徳的に善いのは、動機のおかげか結果のおかげか、という問いに対する、このことの意味を理解せよ。どちらも絶対的には、そうではない。［行為は、：引用者］善い性格の産出に関する結果以外の何かのおかげで善いのではなく、そのような結果の産出に関心を持つ性格から生じるのでなければ、これらの結果のおかげで善いのでもない。）[7]［引用文 D］（強調は引用者）

7 Green, T. H., “Note D on Pleasure and Kant’s Moral Philosophy” in Green, T. H. Papers, Balliol College, Oxford University. Cf. Weinstein 2007.

善い行為とは、善い性格という善い帰結をもたらすものである。これは、先に見た性向帰結主義を、まさに述べたものである。

グリーンがヘーゲルやカントから影響を受けたことに鑑みれば、ワインシュタインの解釈は、的外れなものに思われるかもしれない。しかしながら、本節で見たように、正しい行為とは、人間の完成あるいは調和のとれた能力の実現という善を促進するものであるという一種の帰結主義を、グリーンが採用していることを示す論拠は、説得力を持つように見える。

第２節　ワインシュタインの解釈に対するシモニーによる批判

ワインシュタインが自らの解釈を支持する論拠を、シモニーは、以下のように批判している。

（１－ａ）について。グリーンは、自己実現という善を促進するための間接的方策として、権利や自由を道具的に正当化している。以上から、グリーンは、帰結主義を採用していると言える。前節で見たように、ワインシュタインは、こう述べている。

ところで、グリーンは、『倫理学序説』第４部第３章で、以下のように述べている。

> 他人に善い性格を持たせる人はいない。全ての人は、自分自身のために自らの性格をつくらなければならない。他人をより善くするために人が行えることは、妨げを除去し、善い性格の形成のために有利な条件を与えることだけである。（PE 332）

誰かがある人に道徳を強制することによって、その人の自己を実現することはできない。裏を返せば、その人以外の誰かにできることは、その人が自己を実現することを可能にする条件である、権利と（消極的）自由とを

確保することによって、その人自身が自己を実現することを、間接的に促進することだけである。若干敷衍していえば、権利と（消極的）自由とは、積極的自由を促進するための間接的な方策となる。グリーンは、こう述べている。以上から、グリーンは、権利と（消極的）自由とを、積極的自由を促進するための道具として正当化していると言える[8]。今しがた見たグリーンの見解を、シモニーは、リベラルな間接性と名付けている。シモニーの考えでは、ロールズ（John Rawls）やラズ（Joseph Raz）は、リベラルな間接性を採用しているが、帰結主義を採用していない。だとすれば、リベラルな間接性を採用することは、帰結主義を採用することに行き着くとは言えない。他方、間接的功利主義とは、権利を尊重することを命じる規則のような何らかの規則を遵守することによって、善が間接的に最大化されるとする見解である。この見解は、一種の帰結主義である。今しがた見たように、グリーンは、リベラルな間接性を採用している。しかしながら、グリーンが間接的な功利主義を採用していることを示す十分な論拠はない。以上に鑑みれば、グリーンが帰結主義を採用しているとは言えない。

（１－ｂ）について。グリーンの考えでは、善の観念は、正の観念に対して先行する。ところで、帰結主義によれば、善の観念は、正の観念に対して先行する。以上から、グリーンは、帰結主義を採用していると言える。前節で見たように、ワインシュタインは、こう述べている。

上の解釈を、シモニーは、以下のように批判している。グリーンは、正の観念を、善の観念の構成要素の一つと捉えている。若干敷衍して言え

8　シモニーは、次のように述べている。「ワインシュタインは、道具的に正当化された権利と自由は自己実現の善を間接的に促進するという、真なる前提から、グリーンのリベラルな帰結主義という不当な結論を引き出す。グリーンは、「善を促進するための間接的方策として、疑いなく権利と自由を道具的に正当化した（justified instrumentally）」と、ワインシュタインは正しく論じるが、これが、「グリーンを帰結主義者にする」ことは、帰結しない」（Simhony, Avital, “T. H. Green Was No Liberal Consequentialist of Any Kind”, *Collingwood and British Idealism Studies* 15(2), 2009, pp7-27）（強調は引用者）。

ば、正の観念と善の観念とを不可分のものと捉えている。以上から、グリーンは、帰結主義を採用していない、と[9]。

上の見解を支持する第一の論拠として、シモニーが挙げているのは、『倫理学序説』第４部第４章の以下の一節である。

> 世界を驚嘆させうる達成であっても、その社会的結果において、人間精神が、社会における発展の法則である自らの法則に従って、自らの能力の実現の点で、その達成によって前進させられず、妨げられるようなものであれば、その達成において自らを主張し、自らを実現し、自らのうちにあるべきものを示そうとする人は、……自らの自己を形づくる神的原理だけが自らに可能にする目的のために生きているが、これらの目的は、それらの獲得において、一人が他人の抑圧によって高められるのであれば、その原理が、それ自身の含む約束と潜在性とを、真に実現する方向にはない。（PE 176）（強調は引用者）

自己の能力が、他人を抑圧することによって実現されるとすれば、その能力の実現は、自己実現とは見なされない。だとすれば、人の能力は、他人を抑圧することによって実現されてはならないという、一種の正義原理が、自己実現という善の制約となっている。だとすれば、自己実現という善の観念は、正の観念から独立していない[10]。他方、帰結主義においては、善

9　グリーンの倫理学説において、善の観念は、正の観念に対して先行すると、ディモヴァ＝クックソンは述べている（Dimova-Cookson, Maria, “Resolving Moral Conflicts: British Idealist and Contemporary Liberal Approaches to Value Pluralism and Moral Conduct”, M. Dimova-Cookson and W.J. Mander eds., *T. H. Green: Ethics, Metaphysics, and Political Philosophy*, Clarendon Press, 2006, 萬田悦生「グリーンの政治思想と共同善」、行安茂編『イギリス理想主義の展開と河合栄次郎――日本イギリス理想主義学会設立１０周年記念論集』（世界思想社, 2014 年）、 参照）。

10　シモニーは、次のように述べている。「グリーンは、正を、正が善の追求を含

の観念は、正の観念から独立している。以上に鑑みれば、グリーンは、帰結主義を採用していないと言える。

上の見解を支持する第二の論拠としてシモニーが挙げているのは、『倫理学序説』第４部第４章の以下の一節である。

> 人間にとっての究極善は、性格と行為における人間精神のある十分な発展でなければならないという学説から、我々が引き出す、目的に関する実践的な理論は、次のようなある問いによって表されうる。すなわち、あれこれの法や慣習、あれこれの行為の行路は、認められた卓越性や徳の獲得にとって好ましい条件のより一般的な確立によって、ある程度の、それらの卓越性のより一般的な獲得によって、あるいは、他方の人々の機会の減損を伴わない、一方の人々の側での、より高度なそれらの卓越性の獲得によって測られた、社会のより善い状態に、――直接的または間接的に、積極的にまたはその反対の防止として――貢献するだろうか。（PE 354）［引用文 E］（強調は引用者）

制度や行為の正しさを評価する基準は、善である。だとすれば、正の観念は、善の観念の中に組み込まれている。加えて、善は、他者が卓越性を獲得する機会を妨げないという正義によって制約されている。以上に鑑みれば、グリーンの考えでは、正の観念は、善の観念の構成要素の一部となっていると言える。他方、帰結主義によれば、善の観念は、正の観念から独

むような、善の構成要素にする。この仕方で、グリーンは、自己実現の善を、正の概念（concept）から独立ではなく、正の概念に依存させることによって（by making it dependent on a concept of the right）定義する。グリーンの正の概念は、正義の概念である。……グリーンは、自らの正義原理を、自己実現とは何かに関する初めの拘束として設定する。これが重要であるのは、いかなる帰結主義の理論もそれを行えないからである」（Simphony *op.cit.*）。シモニーは、「観念（notion）」と「概念あるいは構想（concept）」とを、交換可能な言葉として用いている。

立している。以上から、グリーンは、帰結主義を採用していないと言える[11]。

（２）について。快楽を最大化することは、道徳的自己実現をたまたま最大化することを、グリーンは認めている。以上から、グリーンは、理論的にではないとしても、実践的には、功利主義を採用していると言える。前節で見たように、ワインシュタインは、こう述べている。シモニーは、今しがた見た議論を代替議論（substitute argument）と名付けている。

代替議論は、二つの前提に基づく。第一の前提は、グリーンが、自らの善の観念の曖昧さを認めることである。第二の前提は、功利主義が自らの理論の実践的勧告を反映すると、グリーンが認めることである。

第一の前提について。第１節で見た引用文 B（「この意味で完成された社会とは何だろうかを、……」）で、全員が自己を実現する社会という善を、積極的な形で述べることは、困難であると、グリーンは述べている。

他方で、グリーンは、『倫理学序説』第４部第３章で、以下のように述べている。

> 差し当たり、おそらく一般的に受け入れられているように、主要な善を思念する二つの仕方［快楽主義とグリーンの学説：引用者］の間の――一方の確定性と他方の曖昧さとの――この対比を、妥当であると、我々は想定しよう。（PE 338）（強調は引用者）

議論のために、グリーンは、以下のように仮定している。すなわち、功利主義における善（快楽）は、確定的なものである。それ故、行為の手引き

11　グリーンにおける正（行為の正しさ）とは、人は自らの能力を実現するために他人を抑圧してはならないという一種の正義原理に他ならないと、シモニーは述べている。しかしながら、グリーンにおいて正・不正の基準とは、個々の義務である（PE 310）。だとすれば、グリーンにおける正は、正義原理に限定されない。

となる。他方、自らの学説における善は、曖昧である。それ故、行為の手引きとならない、と。

加えて、グリーンは、『倫理学序説』第４部第４章で、以下のように述べている。

> 絶対的に完全な生の観念は、そのような生が現実にある所のものの観念とは区別された、そのような生がなければならないという観念以上のもので、我々にとってあることはできないけれども、……個人と社会のある生を、生きられているどんな生よりも、個人と社会との召命をより完全に満たしているが故に、より完全であると非常に確定的に考える際に、何らかの困難があるということは、帰結しない。（PE 353）

完全な生という善は、実現されたものではなく、実現されるべきものである。とはいえ、現代では、人は、完全な生への方向を示す徳を認識し、ある程度は実践している。それ故、完全な生という善は、確定的なものである。グリーンは、こう明言している（PE 354）。

上の一節のすぐ後の段落に、引用文 E（「人間にとっての究極善は、……」）が置かれている。引用文 E に続けて、グリーンは、以下のように述べている。「この問いを述べるために、我々はおそらく、最高善の十分な獲得が現にある所のものの確固たる観念ではなく、最高善が追求されるべき方向の確固たる観念を持たなければならない」（PE 354）。究極善に関する自らの学説は、実践的な理論をもたらす。その実践的な理論は、個々の行為が社会の善い状態に貢献するか、という問いによって表される。この問いを述べるために必要なのは、善の確固たる観念ではなく、善が追求されるべき方向の確固たる観念である。自らの学説は、後者の観念を与える。グリーンは、こう述べている。以上に鑑みれば、善に関する自らの観念は曖昧なものであるが故に、行為の手引きを与えないという、引用文 B

（「この意味で完成された社会とは何だろうかを、……」）におけるグリーンによる承認は、仮定的なものに過ぎないと言える。

第二の前提に関して、グリーンは以下のように述べている。「功利主義の理論は、自らの中に、その感覚［他者に対する義務の感覚：引用者］がすでに目覚めている人々を、誰がその「他者」であるかを判断する際により偏頗的でないこと、全員を「他者」と考えること、「幸福」の平等な機会に対する全員の請求に基づいて、彼らの政治的平等を保障し、彼らの社会的平等を促進することに行き着かせた」（PE 331）。グリーンと同じように、功利主義者は、全ての人の政治的・社会的平等を促進することを勧告する。なぜ、そうなのか。この問いに答える手掛かりとなるのは、『倫理学序説』第３部第３章の以下の一節である。

> 幸福に関わる帰結の計算において「全ての人は一人として数えられるべきであり、誰も一人以上として数えられるべきではない」という定式の中に具体化された原理は、現代社会の生における功利主義の真の効用……の源泉であった。（PE 213）

功利主義の真の効用とは、全ての人の政治的・社会的平等を促進することである。この効用の源泉は、ベンサムによる上の定式（「全ての人は一人として……」）の中に具体化された原理――全ての人が、絶対的価値を持つ目的すなわち人格であるという平等原理――である。若干敷衍して言えば、功利主義が、グリーンと同じように、全ての人の政治的・社会的平等を促進することを勧告するのは、功利主義が平等原理をその構成要素の一つとするからである。以上に鑑みれば、グリーンが採用しているのは、平等原理である。功利主義を――従ってまた帰結主義を――採用しているとまでは言えない。

まとめると、代替議論の第一の前提は、適切なものではない。加えて、第二の前提は、グリーンが帰結主義を採用していることを示す論拠とならな

ない。以上から、ワインシュタインが自らの解釈を擁護する論拠（２）は、説得力を持たないと言える。

（３）について。第１節で見たように、グリーンは、性向帰結主義という一種の帰結主義を採用していると、ワインシュタインは述べている。しかしながら、（３－ａ）グリーンは、正しい行為とは、善を最大化するものだとは述べていない。加えて、（３－ｂ）グリーンは、行為の道徳的評価を行う際に、行為の帰結だけでなく、行為の動機も考慮に入れている。ところで、帰結主義によれば、正しい行為とは善を最大化するものである。だとすれば、行為の道徳的評価は、行為の帰結だけによって決まる。以上に鑑みれば、グリーンの倫理学説において、帰結は、それが帰結主義において果たす役割を果たしていない。それ故、グリーンは、帰結主義を採用していない。シモニーは、こう述べている。

（３－ａ）について。ワインシュタインが指摘しているように、グリーンは、他者の行為の道徳的価値を評価する際に、行為の帰結のみを考慮すべきであると述べている。しかしながら、グリーンは、正しい行為とは、善を最大化するという帰結をもたらすものであるとまでは述べていない。ところで、サムナーによれば、帰結主義とは、正は、社会全体の福利または集合的福利のある尺度を最大化することのうちにあるという見解だとされる[12]。以上から、グリーンは、帰結主義を採用していないと言える。

（３－ｂ）について。功利主義者――従ってまた帰結主義者――は、行為の帰結を、行為の動機から区別する。その上で、行為の帰結だけを考慮に入れて、行為の正・不正を判定する。他方、グリーンの考えでは、動機と帰結は、それぞれ行為の内側と外側を成す。加えて、グリーンは、行為の帰結を、ある動機から行われた行為の表現と見なす。若干敷衍して言えば、グリーンの考えでは、行為の帰結と行為の動機とは、不可分なものである。それ故、グリーンは、行為の動機と、その帰結との両方を考慮に入

12　Simhony 2009, cf. Sumner, L.W., *Welfare, Happiness, and Ethics*, Clarendon Press, 1996.

れて、行為の道徳的価値を判定している。だとすれば、行為の動機が善いものでなければ、その行為は善いものではない。以上に鑑みれば、グリーンは、帰結主義を採用していないと言える[13]。

上の見解を支持する第一の論拠として、シモニーが挙げているのは、『倫理学序説』第４部第１章の以下の一節である。

> 本書で採用された道徳的目的あるいは善の見解によれば、動機の問いと結果の問いとは、それらの問いが功利主義の体系において占めるのとは、全く異なる相対的地位を占める。善は、その重要な点が、人類のある仕方での完成をその目的とする、全員の側での意志でなければならないとすれば、ある行為がそもそも道徳的価値を持ちうるのは、――その完成を表現するか、その完成を促進する傾向を有するか、またはその両方を行う――意志の状態との関係においてのみだろう。言葉の完全な意味で、行われるべき行為とは、その支配的な関心が、人類の完成に貢献する行為のうちにある性格、そのように貢献する行為を、それを行うために行うことのうちにある性格を、表現するという意味で、善い意志を表現する行為である。（PE 293）

功利主義――従ってまた帰結主義――によれば、正しい行為とは、善い帰結をもたらすものである。裏を返せば、行為の帰結が善いものであれば、その行為は正しいものである。他方、グリーンの考えでは、行われるべき行為すなわち正しい行為とは、その主要な関心すなわち動機が、人類の完成に貢献する行為を行う性格――あるいは善い意志――を、表現するものである。だとすれば、行為の帰結が善いものだとしても、行為の動機が善いものでなければ、その行為は正しいものではない。以上に鑑みれば、グリーンは、帰結主義を採用していないと言える。

13　Cf. Thomas, Geoffrey, *The Moral Philosophy of T. H. Green*, Clarendon Press, 1987.

上の見解を支持する第二の論拠として、シモニーが挙げているのは、先に見た引用文D（「道徳的な善さと悪さは、……」）である。引用文Dで、行為の道徳的善悪を評価する基準となるのは、その結果でも動機でもなく、性格であるとグリーンは述べている。だとすれば、引用文 D は、グリーンが帰結主義を採用しているという、ワインシュタインの解釈を支持する論拠とならない。むしろ、グリーンが帰結主義を採用していないことを示す論拠となる。

上の見解を支持する第三の論拠として、シモニーが挙げているのは、『倫理学序説』第４部第１章の以下の一節である。

> 全知の存在者は、性格の側でのあらゆる欠陥の結果を、行為の現実の帰結（consequences）の中にたどるだろう。というのは、ある行為が表現する意志に関して、悪い行為から善い結果（effects）のようなものがあるように見えたり、結果として、ある行為の道徳性がその動機によって決定されるのか、それともその結果によって決定されるのかという問いが可能になったりするのは、我々の限定された視野のせいに過ぎないからである。ある行為の動機における善また悪は、――正しく評価されるとすれば、つまり善い意志あるいは人類の完成の産出にそれが関わる点で評価されるとすれば、――その結果における善または悪によって正確に評価されることを疑う真の理由はない。［両者の：引用者］対立が成り立つように見えるのは、我々が行為と結果との両方を捉える、限定された見解のせいに過ぎない。（PE 295）［強調は引用者］

グリーンの考えでは、行為の道徳的価値は、行為の帰結によって評価された行為の動機によって決定される。他方、帰結主義によれば、行為の道徳的価値は、行為の帰結だけによって決定される。だとすれば、グリーンの倫理学説において、行為の帰結は、行為の道徳的価値を単独で決定すると

いう、帰結主義におけるその役割を果たしていない。以上から、グリーンは、帰結主義を採用していないと言える[14]。

第３節　シモニーの解釈――徳倫理学

前節で見たように、シモニーは、グリーンが帰結主義を採用しているという、ワインシュタインの解釈を批判している。では、シモニー自身は、グリーンの倫理学説を、どのように解釈しているのだろうか。

グリーンは、徳倫理学を採用していると、シモニーは述べている[15]。ところが、シモニーは、徳倫理学という言葉を定義していない。しかしなが

14　死刑と終身刑は、自由な社会生活と、それがもたらす発展の可能性とを奪う。それ故、死刑と終身刑は、許容できない。グリーンは、『政治的責務の原理についての講義』第 214 節で、こう述べている。以上から、グリーンは、行為の帰結だけを考慮に入れて、行為の正・不正を判定してはいないと言える（Simhony 2009, Brooks, Thom, “Was Green a Utilitarian in Practice?”, *Collingwood and British Idealism Studies* 15(2), 2009, pp.5-15）。グリーンの倫理学説において、行為を善いものとするのは、行為の結果ではなく、行為の動機である。以上から、グリーンは、結果説（すなわち帰結主義）を否認している。河合栄次郎は、こう述べている（河合栄次郎『河合栄次郎全集　第 2 巻』（社会思想社，1968 年）、参照）。

15　シモニーの考えでは、グリーンは、一層の徳倫理学の理論、または徳倫理学を、善を最大化することではなく、善を促進することを命じる一種の義務論と結合する、二層の理論を採用している。後者によれば、正義原理に依拠する義務論は、社会の構造に適用され、徳倫理学は個人の活動に適用される。この点に関して、シモニーは、次のように述べている。「正義は、社会の構造に適用され、徳倫理学は、個人の活動に適用される。グリーンが主張するように、「正義とは、社会的善に貢献する自らの能力を実現するために、各人にとって必要となる、社会的条件の複合体である」。正義原理に適う社会構造は、個人が善であり善を行うことを可能にする。在ることと行うこととは、徳倫理学によって導かれる個人の行為の領域に関わる」（Simhony, Avital, “Was T. H. Green a Utilitarian?”, *Utilitas* 7(1), 1995, pp.121-144）。タイラーも、グリーンの倫理学説は、徳倫理学と義務論とを組み込んでいると述べている（Tyler 2010）。

ら、（１）行為の帰結や動機ではなく、善い性格を道徳の基本とすること、（２）有徳な活動を、他の目的のための手段としてではなく、それ自体のために追求すること、（３）徳は、行為の手引きを与えること、若干敷衍して言えば、正しい行為とは、有徳な人が行うものであることを、徳倫理学の構成要件と見なしている[16]。加えて、グリーンは、上の三つの見解を採用していると、シモニーは述べている。

グリーンが（１）を採用していることを支持する論拠として、シモニーが挙げているのは、先に見た引用文 D（「道徳的な善さと悪さは、性格の……」）である。引用文 D で、グリーンは、行為の道徳的評価の基準となるのは、行為の動機や結果の善さではなく、性格の善さであると述べている。以上から、グリーンが道徳の基本と見なすのは、善い性格であると言える。

（２）について。自らの解釈を支持する第一の論拠として、シモニーが挙げているのは、『倫理学序説』第３部第５章の以下の一節である。

> 彼ら［ソクラテス学派の哲学者：引用者］は、それとの関係で、行為の習慣が常に自らの価値を持ってきた目的以外の何か他の目的へと、それらの名称の下で称賛されうるものとして認められた行為の習慣を向ける必要はなく、この目的は、合理的人間の完成、十分な調和的活動における自らの能力の発揮であるので、それに対して有徳な実践が、外的目的の手段として関わるものではなく、それ自体、有徳な実践の実施に含まれることを、明らかにしなければならなかった。そうすることは、善さがそれ自体のために追求され、そう追求される時、それ自体で単独で唯一の善であるという確信の原理を確立することである。

16　グリーンの道徳理論は、(a) 善とは、善い性格である、(b) 善い性格とは、自己実現である、(c) 自己実現とは、有徳な活動である、(d) 徳は、行為の手引を与える、という四つの段階から成ると、シモニーは述べている（Simhony *op.cit.*）。

（PE255）（強調は引用者）

有徳な実践は、人間の完成あるいは能力の発揮という目的のための手段ではない。むしろ、その目的そのものである。言い換えれば、有徳な実践は、それ自体のために追求されるべき唯一の善である。以上のことを、ソクラテス学派の哲学者は、明らかにしている。グリーンは、ソクラテス学派の哲学者を支持して、こう述べている。

自らの解釈を支持する第二の論拠としてシモニーが挙げているのは、『倫理学序説』第 4 部第 1 章の以下の一節である。

> 功利主義にとって、有徳な性格は、それ自体とは全く異なる目的すなわち可能な最大の快楽のための手段としてのみ善い。ある行為は、その同一の根拠に基づいて、善いまたは道徳的価値を持つ、または行われるべきものである。異なる人によって行われた二つの行為が、快楽の産出の点で同一であれば、両者は、一方の行為者が有徳な性格を持ち、他方の行為者がそうでないとしても、道徳的価値の点で同一である。我々の見解では、有徳な性格は、それ自体とは別の「最高善」のための手段として善いのではなく、最高善と原理において同一であるものとして善い。（PE 294）

功利主義によれば、有徳な性格は、最大の快楽のための手段としてのみ善い。だとすれば、有徳な性格を持つ行為者の行為と、有徳な性格を持たない行為者の行為とは、同一の快楽をもたらすとすれば、同一の道徳的価値を持つ。他方、グリーンの考えでは、有徳な性格は、最高善と同一のものである。それ故、有徳な性格を持つ行為者の行為と、有徳な性格を持たない行為者の行為とが同一の帰結をもたらすとしても、前者は後者より善い（*Ibid.*）。今しがた見たグリーンの見解は、（２）をまさに述べたものである。

（３）について。自らの解釈を支持する第一の論拠として、シモニーが挙げているのは、『倫理学序説』第４部第４章の以下の一節である。

> それら自体の中に満たされない可能性を持ち、同時に、それら自体のさらなる発展が追求されるべき方向を、明らかに指示する徳を、我々は皆、認識し、おそらくある断片的な仕方で実践する。……より多くの「知的卓越性」を持つこと、より勇敢で、節制的で、正しくなること――より完全であるとは何かを探求できる全ての人が今これらの徳を理解するだろう意味で――は、［より完全であるとは何かという：引用者］その問いが彼に個人的に関わる限り、その問いに答えることによって、彼が自分自身の前に設定するために十分な目的である。他方で、これらの徳がより一般的に獲得可能であり獲得されるだろう社会の状態は、社会的善として考察された、より完全な生の十分な説明である。（PE 353）

徳は、現実に獲得された最高善の確固たる観念ではなく、「最高善が追求されるべき方向の確固たる観念」（PE 354）を、指し示す。それ故、徳は、個人に関して、行為の手引きとなる。加えて、社会に関して、徳が実現される社会の状態は、社会が行う実践の手引きとなる。グリーンは、こう述べている。今しがた見たグリーンの見解は、（３）をまさに述べたのである。

自らの解釈を支持する第二の論拠としてシモニーが挙げているのは、第２節で見た引用文 E（「人間にとっての究極善は、……」）である。徳は、行為を道徳的に評価するための基準を与える。だとすれば、徳は、行為の手引きとなる。

第４節　批判的検討

ワインシュタインの解釈に対するシモニーによる批判の評価

（１－ａ）について。シモニーが述べているように権利と（消極的）自由とが善を促進するための道具となっているとすれば、権利と（消極的）自由とを尊重する行為が正しいものであるのは、それが善を促進するからである。だとすれば、グリーンは、正しい行為とは、善を促進するものであるという帰結主義を採用している。以上から、ワインシュタインの解釈に対するシモニーによる批判（１－ａ）は、説得力を持たないと言える。

しかしながら、引用文 A（「道徳的能力は、その能力の実現が……」）で、グリーンは、権利が道徳的能力を実現するための道具あるいは手段であるとは述べていない。権利は、道徳的能力を実現するための条件であると述べている。権利が、道徳的能力を実現するための条件だとすれば、善の構成要件の一つとなる。だとすれば、権利を尊重する行為が正しいものであるのは、その行為にとって外在的な善を促進するからではない。それ自体として善いからである。他方、帰結主義によれば、ある行為が正しいのは、その行為にとって外在的な善を促進するからである。以上に鑑みれば、ワインシュタインが自らの解釈を支持する論拠（１－ａ）は、適切なものではないと言える。

（２）について。シモニーが指摘しているように、第一に、グリーンが、自らの善の観念は曖昧であると認めるのは、議論のための仮定に過ぎない。第二に、功利主義の実践的勧告を、グリーンの実践的勧告と同一のものにするのは、功利主義の平等主義的な側面である。だとすれば、グリーンが、功利主義の帰結主義的な側面を受け入れているとまでは言えない。以上から、シモニーがワインシュタインの解釈に反対する論拠（２）は、適切なものであると言える。しかしながら、この論拠は、グリーンが非帰結主義を採用していることまでは示していない。

（３－ａ）について。ワインシュタインは、自らの解釈に対するシモニ

ーの批判（３－ａ）に対して、次のように応えている。正しい行為とは、善を最大化するものであるという見解だけでなく、正しい行為とは、善を促進するものであるという見解もまた帰結主義である。グリーンは、後者の見解を採用している。それ故、帰結主義を採用している、と[17]。

ところで、ケーガンによれば、帰結主義は、基底的帰結主義と機能的帰結主義とを、その構成要素とする。基底的帰結主義とは、「真正な規範的要因のための究極的な正当化は、全体的な善、非人称的観点あるいは公平な観点から善いものへの依拠のうちにある」という見解である。機能的帰結主義とは、「帰結全体の善さは、内在的な道徳的意義を有する、唯一の規範的要因である」という見解である[18]。要するに、帰結主義とは、帰結の善し悪しだけで、行為の正しさを決める見解である。だとすれば、帰結主義によれば、正しい行為とは、善を促進するものである。善を最大化するものであるとは限らない。以上に鑑みれば、シモニーによる批判（３－ａ）に対するワインシュタインによる応えは、適切なものであると言える。それ故、シモニーによる批判（３－ａ）は、説得力を持たない。

まとめると、シモニーによる批判のうち、（１－ａ）、（２）、（３－ａ）は、グリーンが非帰結主義を採用していることを示す論拠とならない。

他方、（１－ｂ）グリーンの考えでは、正の観念と善の観念とは不可分のものであるというもの、および、（３－ｂ）行為の帰結と行為の動機とは、不可分なものであるというものは、グリーンが非帰結主義を採用していることを示す論拠となる。具体的には、以下のようである。

（１－ｂ）グリーンは、善の観念と正の観念とを不可分なものと捉えている。他方、帰結主義によれば、善の観念と正の観念とは区別され、前者は後者に対して先行する。以上から、グリーンは、非帰結主義を採用していると言える。

17　Weinstein, David, “Hermeneutics and Liberalism: A Reply”, *Collingwood and British Idealism Studies* 15(2), 2009, pp.88-106.

18　Kegan, Shelly, *Normative Ethics*, Westview Press, 1998.

（３－ｂ）グリーンの考えでは、行為の動機と行為の帰結とは、不可分なものである。それ故、グリーンは、行為の動機と、その帰結との両方を考慮に入れて、行為の道徳的価値を判定している。だとすれば、行為の動機が善いものでなければ、その行為は善いものではない。言い換えれば、行為の善し悪しは、帰結以外のものによっても決まる。他方、帰結主義によれば、行為の正・不正は、帰結の善し悪しだけによって決まる。以上から、グリーンは、非帰結主義を採用していると言える。

（１－ｂ）と（３－ｂ）について、シモニーの論拠を補完することにしたい。

（１－ｂ）について。第一に、グリーンは、『倫理学序説』第 4 部第 2 章で、以下のように述べている。

> 前章で認められるに至った考察を前提しても、我々は、人格的善さに属する至上の価値について、行為の原理として確信したに過ぎない。その理想に関するある理論の価値、本論で先に概説されてきた、善と善さに関する、そのような学説の価値は、異なる問題である。我々が考察を企てたのは、この問題である。……その理想は、人間を完成することに対する、何らかの形での、性格と生との献身であると捉え、この完成は、全ての人の側でのそのような自己献身の活動の生のうちにあると理解されるべきだと主張したので、正と不正との利用可能などのような基準を、そのような理論は与えうるだろうか、そのような理論は、生の状況に適用される時、慣習道徳がうまくいかない所で、我々が採用すべき行為の行路に、ある一般的な手引を我々に与えるために、個々の義務へとどのように解釈されうるだろうかを、探究することを、我々は企てる。（PE 310）（強調は引用者）

理想あるいは善に関する自らの学説は、行為の正・不正のどのような基準を与えうるだろうか、とグリーンは自問している。だとすれば、グリーン

は、理想としての善と、行為の正とを、区別している。

他方、グリーンは、先に見た引用文 E（「人間にとっての究極善は、……」）のすぐ前に置かれた『倫理学序説』第 4 部第 4 章の以下の一節で、次のように述べている。

> 絶対的に最善な生に関する積極的で啓発的な言明に、我々は到達できないだろうが、人間精神が芸術、科学において、道徳的達成と政治的達成において、これまでにもたらした、自らの真の召命の証拠についての単なる誠実な内省の助けによって、我々は、法と慣習、人間の行為の傾向において善いものまたは悪いものの利用可能な基準を手に入れるために十分に、我々自身の生より善い生について、現在あるどれよりも善い社会秩序について、知ることができると、それ故、思われるだろう。（PE 354）（強調は引用者）

先に見た引用文 E で、究極善は、性格と行為における人間精神の十分な発展であると、グリーンは述べている。そのすぐ前に置かれた上の一節で、芸術、科学、道徳、政治における人間精神の達成について内省すれば、人は、行為の善悪の基準を手に入れることができると、グリーンは述べている。以上から、グリーンは、善という言葉を、究極目的あるいは理想についてだけでなく、個々の行為についても用いていると言える。

以上に鑑みれば、グリーンは、善という言葉を、狭い善と広い善という二つの意味で用いていると言える。狭い善とは、個々の行為の正しさとは区別された、理想としての善である。広い善は、狭い善だけでなく、個々の行為の善さすなわち個々の行為の正しさをも、その構成要素の一つとする。だとすれば、広い善の観念は、正の観念から独立して定義されない。ところで、帰結主義によれば、善の観念は、正の観念から独立して定義される。裏を返せば、善の観念を正の観念から独立して定義しない見解は、非帰結主義である。以上から、グリーンは、非帰結主義を採用してい

ると言える。

（３―ｂ）に関して、グリーンは、『倫理学序説』第４部第１章で以下のように述べている。

> 一方がより有徳な性格であり、他方がより有徳でない性格を表す二つの行為が、（快楽の産出の点で同一であることが、しばしばあるように）両者の道徳的結果の点で同一でありうるとしても、両者は、道徳的価値の点では、依然として全く異なるだろう。両者がそれぞれ表現する性格の種類に応じて、一方はより多く善であり、他方はより少なく善であるだろう。（PE 294）

同一の帰結をもたらす二つの行為の道徳的価値は、両者が表現する性格の種類に応じて異なる。だとすれば、行為の道徳的価値は、行為の帰結のみによっては決まらない。これは、非帰結主義をまさに述べたものである。以上から、グリーンは、非帰結主義を採用していると言える。

シモニーの解釈の批判的検討

第３節で見たように、シモニーは、（１）善い性格を、道徳の基本とすること、（２）有徳な活動を、それ自体のために追求すること、（３）徳は、行為の手引きを与えること、若干敷衍して言えば、正しい行為とは、有徳な人が行うものであることを、徳倫理学の構成要件と見なしている。しかしながら、（１）と（２）は、徳こそが促進すべき善であるとする類の帰結主義の構成要件ともなる。だとすれば、規範倫理学の理論としての徳倫理学にとって示差的な構成要件は、（３）である[19]。以上に鑑みれば、シモニーの解釈は、次のように修正すべきである。すなわち、グリーンは、

19　ロザリンド・ハーストハウス，土橋茂樹訳『徳倫理学について』（知泉書館，2014 年）、参照。Cf. Safer-Landau, Russ, *The Fundamentals of Ethics*, Oxford University Press, 2010.

（3）を採用している。だとすれば、グリーンは、徳倫理学を採用している、と。今しがた述べた解釈を、修正シモニーの解釈と呼ぶことにしたい。

グリーンが（3）を採用している論拠としてシモニーが挙げている論拠は、十分なものである。それ故、修正シモニーの解釈は、少なくともグリーンの倫理学説の一部を捉えている。では、修正シモニーの解釈は、グリーンの倫理学説の全体を捉えているだろうか。

この問いに答える第一の手掛かりとなるのは、第1節で見た引用文 C（「そのケースの本性から、結果の考慮だけが、……」）、および、そのすぐ前に置かれた以下の一節である。

> ある人がその行為によって表現された性格に関して評価する手段を持つのは、自分自身によって行われた行為だけである。他人によって行われた行為は、外的にまたは結果の点で同じであれば、それらが表現する状態は事実きわめて異なるのだが、性格の同一の状態に関係づけられることしかできない。そして、可能なものとして単に考えられた行為に関して、それらによって表現された性格の問いは、全く提起されることができない。（PE 294）

人が、行為が表す性格や動機を知って、それらによって行為の道徳的価値を評価できるのは、自己の行為のみである。裏を返せば、人は、他人の行為が表す性格や動機を、正確に知ることはできない。それ故、他人の行為の道徳的価値は、その行為の結果によってのみ評価できる。加えて、可能なものとして考えられた行為――例えば、酒を販売する、自らの子どもを教育するといった行為――については、行為者は、特定されていない。だとすれば、その行為が表す性格は、そもそも問題にならない。それ故、可能的な行為の道徳的価値は、その行為の結果によってのみ評価できる。上の結果とは、快楽をもたらすことではなく、人類の完成に貢献することである。まとめると、他者の行為や可能的な行為のケースで、グリーンは、

行為の結果だけによって、行為の道徳的価値を評価している[20]。言い換えれば、正しい行為とは、善い結果をもたらすものであるとしている。他方、徳倫理学によれば、他者の行為や可能的な行為のケースでも、正しい行為とは、有徳な人が行うものである。以上に鑑みれば、上の一節は、グリーンが徳倫理学を採用しているという、修正シモニーの解釈と齟齬を来していると言える[21]。

上の問いに答える第二の手掛かりとなるのは、『倫理学序説』第３部第３章の以下の一節である。

> カントの定式は、善いものについてのベンサムの観念に従って解釈されたベンサムの定式よりも、理想的に正しい人が、それに基づいて、行為することを追求する規則のために、より善い表現を与えると、主張すべき理由がある。……その規則は、……人格自体のうちにある絶対的価値という原理、……すなわち全ての人における配慮に対する同様な要求の、理想的に正しい人による分節化および生の個別的なものへの適用である。（PE 215）（強調は引用者）

「あなた自身のうちであれ他人の人格のうちであれ人間性を常に目的とし

20　この点に関して、グリーンは、以下のように述べている。「我々が推測しかできない所で推測しないこと、自己非難や自己是認の問いが含まれない所で、その行為者の性格への言及なしに、それらの行為の結果によって行為の価値を評価することに、自分自身を限定することは、より賢明である。」（PE 298）

21　他者の行為や可能的行為のケースでも、原理的には、行為が表す性格や動機によって、行為の道徳的価値を評価すべきである。だが、実際上は、そうすることができない。それ故、行為の結果だけによって、行為の道徳的価値を評価すべきである。グリーンは、こう述べている。だとすれば、グリーンは、名目上は、徳倫理学を採用している。しかしながら、道徳的評価の主要な対象となる、他者の行為や可能的行為のケースでは、帰結主義を採用している。だとすれば、実質的には、徳倫理学を放棄している。

て、決して単に手段としてではなく扱うように行為せよ、という」（PE 214）カントの定式は、正しい人が従うべき規則、つまり正しい行為の規則を与える。言い換えれば、人格自体のうちにある絶対的価値という原理は、個々の義務の規則として分節化される。グリーンは、こう述べている。だとすれば、グリーンは、絶対的な原理や規則に依拠している。ところで、徳倫理学が、絶対的な原理や規則に依拠すれば、徳は絶対的な原理や規則に解消してしまう。言い換えれば、義務論に置き換えられてしまう。それ故、徳倫理学は、絶対的な原理や規則に依拠してはならない[22]。以上に鑑みれば、上の一節は、徳倫理学と整合しないと言える。それ故、修正シモニーの解釈は、適切ものでない。

まとめると、第一に、グリーンは、他者の行為や可能なものとして考えられた行為のケースで、帰結主義を採用している。第二に、グリーンの倫理学説は、絶対的原理や規則を重視するという、義務論的な側面を有している。今しがた述べた二つの点で、グリーンの倫理学説は、徳倫理学と整合しない。以上に鑑みれば、修正シモニーの解釈は、グリーンの倫理学説の全体を捉えてはいないと言える。

第５節　グリーンの理想主義の特質と意義

前節までに述べたことに鑑みて、グリーンの理想主義的な倫理学説の特質を述べれば、以下のようになる。第一に、グリーンの倫理学説において、広い善は、狭い善とともに、正を、その構成要素の一つとする。他方、

22　徳倫理学は、絶対的な原理や規則に依拠することに反対する傾向を有する。例えば、徳倫理学を支持するストッカーは、カントや功利主義者が、法を道徳のモデルとして捉える立法モデルを採用することによって、取り換えのきかない個々の人間関係を捉えそこない、また行為の動機付けを軽視していると述べている（マイケル・ストッカー，安井絢子訳「現代倫理学の統合失調症」加藤尚武、児玉聡編・監訳『徳倫理学基本論文集』（勁草書房, 2015 年））。

帰結主義と義務論とは、善と正とを区別している。以上から、グリーンの倫理学説は、帰結主義と義務論のどちらでもない。両者の対立を超えるものであると言える。

第二に、グリーンは徳倫理学を採用しているという、修正シモニーの解釈は、グリーンの倫理学説の一部を捉えている。しかしながら、前節で見たように、グリーンの倫理学説には、帰結主義的な側面や義務論的な側面もある。言い換えれば、グリーンの倫理学説は、徳倫理学的な側面を基本としながら、義務論的な側面と帰結主義的な側面とを有している。だとすれば、グリーンの倫理学説は、行為の正しさを重視する帰結主義および義務論と、優れた性格を重視する徳倫理学との対立を、超えるものである。

今しがた見た特質を持つグリーンの倫理学説は、どのような意義を持つだろうか。帰結主義、義務論、徳倫理学の対立は、善と正との分離、正しい行為と優れた性格との分離から生じている。他方、グリーンは、善と正とを不可分のものと捉え、正しい行為と優れた性格とを不可分のものと捉えている。それ故、グリーンの倫理学説の中には、帰結主義、義務論、徳倫理学に分断された規範倫理学を、再び統合するためのヒントが見出される[23]。

では、グリーンは、善と正、正しい行為と優れた性格とを、どのように統合しているのだろうか。言い換えれば、グリーンの倫理学説の全体像は、どのようなものだろうか。それを明らかにすることが、次の課題となる。

23　帰結主義、義務論、徳倫理学を統合することは、論理的に不可能であるように見える。しかしながら、三者の重要な構成要素から成り、三者のどれでもない倫理学説は、論理的に可能である。この点に関連して、グリーンの倫理学説は、功利主義的な側面と義務論的な側面とを総合していないと、ディモヴァ＝クックソンは述べている（Dimova-Cookson, Maria, *T. H. Green's Moral and Political Philosophy: A Phenomenological Perspective*, Palgrave, 2001）。

おわりに

ワインシュタインの解釈に対するシモニーによる批判のうち、二つのもの――（１－ｂ）グリーンは、善の観念と正の観念とを不可分なものと捉えている。他方、帰結主義によれば、善の観念と正の観念とは区別され、前者は後者に対して先行する。（３－ｂ）行為の動機が善いものでなければ、その行為は善いものではないと、グリーンは明言している。言い換えれば、グリーンの考えでは、行為の善し悪しは、帰結以外のものによっても決まる。他方、帰結主義によれば、行為の正・不正は、帰結の善し悪しだけによって決まる。以上から、グリーンは、非帰結主義を採用していると言える。――は、適切なものであることを論証した。その上で、今しがた見た二つの批判の論拠を補完した。

次に、シモニーの解釈の有効性とその限界とを明らかにした。具体的には、以下のようである。グリーンは徳倫理学を採用しているというシモニーの解釈は、グリーンの倫理学説の一部を捉えている。しかしながら、グリーンの倫理学説には、帰結主義的な側面や義務論的な側面もある。それ故、シモニーの解釈は、グリーンの倫理学説の全体を捉えているとまでは言えない。

ワインシュタインの解釈とシモニーの解釈に関する、以上の批判的検討を通じて、グリーンの倫理学説の二つの特質を明らかにした。第一に、グリーンは、善の観念と正の観念とを不可分のものと捉えている。他方、帰結主義と義務論とは、善の観念と正の観念とを区別している。以上に鑑みれば、グリーンの倫理学説は、帰結主義と義務論との対立を超えるものである。第二に、グリーンの倫理学説は、徳倫理学的な側面を基本としながら、義務論的な側面と帰結主義的な側面とを有している。だとすれば、グリーンの倫理学説は、正しい行為を重視する帰結主義および義務論と、優れた性格を重視する徳倫理学との対立を、超えるものである。今しがた見た二つの特質を持つグリーンの倫理学説の中には、帰結主義、義務論、

徳倫理学に分断された規範倫理学を、再び統合するためのヒントが見出される。

（みずの・としなり　慶應義塾大学文学部非常勤講師）

The possibilities of Green's ethics: Toward the reintegration of normal ethics

Toshinari MIZUNO

According to Weinstein, Green accepts consequentialism. This paper argues that some of Simhony's criticism against Weinstein's interpretation is persuasive.

According to Simhony, Green accepts virtue ethics and deontology. This paper argues that some aspects of Green's ethical theory conflict with virtue ethics, which renders Simhony's interpretation as insufficient.

Through examination of Weinstein's and Simhony's interpretations as noted above, I highlight two properties of Green's ethical theory. First, in Green's view, the notions of good and right are inseparable, even though consequentialism and deontology divide them. Accordingly, Green bypasses the conflict between consequentialism and deontology. Second, Green's ethical theory integrates aspects not only of virtue ethics, but also those of consequentialism and deontology. As such, Green bypasses the conflict between consequentialism, deontology, and virtue ethics—the former two as they concern right action, and the latter as it concerns excellent character. Green's ethical theory hereby offers a way to re-integrate divided normal ethics (consequentialism, deontology, and virtue ethics).